

堺市総合福祉会館ご利用のみなさまへ

堺市総合福祉会館

緊急事態宣言期間中の貸室等の利用について

緊急事態宣言の発出および大阪府の方針等に基づき、本会館につきましては、以下の対応をさせていただきます。みなさまにはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

期 間

令和3年1月14日（木）～緊急事態宣言終了日まで

対応内容

○開館時間の短縮

- ・期間中の開館時間を以下のとおり変更させていただきます。

期間中) 9:00～20:00 [通常21:00まで]

○その他貸室等利用の一部制限

【新規の申込受付】

期間中の夜間区分（18時～21時）の新規お申込みの受付を中止いたします。

【すでにお申込み済みの期間中の貸室利用】

区 分	内 容
午 前	ご利用いただけますが、その際は「新しい生活様式に基づく堺市総合福祉会館利用ガイドライン」を遵守するなど、感染防止対策をお取りいただきますようお願いいたします。
午 後	また、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由にキャンセルされる場合は、利用料金を全額還付いたします。
夜 間	ご利用の自粛（キャンセル・延期）をお願いいたします。 また、キャンセルされる場合は、利用料金を全額還付いたします。 ※やむを得ずご利用になる場合は原則20時までのご利用となります。

※上記の内容については変更となる場合がございます

状況については適時堺市社会福祉協議会ホームページ等にてお知らせいたしますのでご確認ください。

—お問合せ先—

堺市総合福祉会館（電話：072-222-7500 ファックス：072-221-7409）

新しい生活様式に基づく堺市総合福祉会館利用ガイドライン

本ガイドラインは、堺市総合福祉会館をご利用いただくにあたり、新型コロナウイルス感染拡大予防対策の基本的な考え方を示すものです。すべてのみなさまに安心・安全に会館をご利用いただくため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

体調不良の方は利用をお控えください

入館の際には、手洗いや手指の消毒を行ってください

会館内ではマスクを着用し、咳エチケットを徹底してください

『密集しない』ための配慮を行ってください

- 人との密度を下げるために、長机1台につき一人など、席の配置を考慮してください
- 対人距離を確保して活動してください（できるだけ四方2m（最低1m）を空けることを目安に）

『密接しない』ように工夫してください

- 近距離での会話や発声の際はマスクを使用してください
- 大声を出したり、呼気が激しくなったりする活動は控えてください
- 飲食を伴う活動を行う場合や共用物品を使用する場合は、手洗いを徹底してください
- なるべく、対面方式での会話は避けてください

『密閉しない』を徹底してください

- 可能であれば2方向の窓を同時に開けてください
- 少なくとも1時間に10分程度は窓や扉を開けて換気を行ってください（冷暖房使用時も換気を行ってください）

下記の活動は特に十分な対策を行ってください

- 密接が避けられない活動（例）囲碁、将棋、麻雀など
- 大きな声を出すことや歌うことを目的とした活動（例）合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲など
- もっぱら運動することを目的とした活動（例）踊り、ダンス、体操、運動など

会館ご利用時の参加者を把握してください

- 当日の参加者名簿を作成し、連絡先の把握をお願いします（感染者が出た場合、追跡確認のために保管いただくものです。ご提出は不要ですが、2週間の保管をお願いします）

※上記ガイドラインの適用は、令和2年6月1日（月）から当面の間とし、状況の変化があった場合は見直します。